

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(仮社会保障番号(仮AMKA)の取得方法)

2021年4月9日
在ギリシャ日本国大使館

現在、当地の社会保障番号(AMKA)をお持ちでない方が、今後、当地におけるワクチン接種予約・接種証明書発行、セルフテスト・キットの無償配付を受けるために必要となる仮AMKAについて、ギリシャ政府が、取得方法を発表しました。AMKAをお持ちでない方におかれましては、必要に応じて、下記の方法で仮AMKAの取得が可能とのことです。

(1) 納税者番号(AFM)をお持ちの方

ギリシャ政府のサイト(<https://emvolio.gov.gr/>)からオンラインで仮AMKAの取得が可能。

※詳細については下記リンクから、当館作成資料をご参考になさってください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210409.pdf

(2) 納税者番号(AFM)をお持ちでない方

行政サービスセンター(KEP)に身分証明書を持参し、手続きを行うことで仮AMKAの取得が可能。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp